

社会福祉法人尾張健友福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾張健友福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに実費弁償等（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づいて置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは区分される。

(報酬等の支給及び支給額の決定)

第3条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員の報酬総額は、年間5,000万円以内とする。
- 3 理事長及び業務執行理事（常務理事）の報酬は年俸とし、報酬額は理事会が招集する役員報酬検討委員会の提案により評議員会において決定する。
- 4 常勤職員理事の役員報酬は無報酬とし、職員給与規定及び退職金規定に基づいて職員給与及び退職金が支払われる。給与月額は、職種と勤続年数、役職等によって算定する。
- 5 監事、非常勤理事の報酬は無報酬とする
- 6 評議員の報酬は、定款第8条により無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 評議員、非常勤役員が評議員会・理事会に出席したときは2,000円を限度に交通費を支払うことができる。

- 2 評議員・非常勤役員が評議員会・理事会以外の日において、法人業務及び出張にあたった場合は交通費、旅費等の費用を弁償することができる。
- 3 常勤役員の通勤手当、出張旅費に関する手当の計算方法及び支払方法は職員の基準に準ずるものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の交通費、旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月27日に支払うものとする。なお、支給日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる場合はその前日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。但し、本人の同意があれば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人はこの規程をもって報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2010年7月1日より施行する

2010年11月27日改定

2014年7月19日改定

2017年6月17日改定 定時評議員会にて決議

改定履歴

制定日(改定日)	作成者(改定者)	改定箇所
2014/7/19	立花 弘美	全面的に改定
2017/6/17	立花 弘美	社会福祉法の改正に対応し改定